

第17期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年3月24日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

場所 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください)

目次

第17期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
事業報告	12
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40



PIXTA

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康と安全を最優先いただき、当日の会場へのご来場を極力お控えいただくとともに、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただけますようお願い申し上げます。

ピクスタ株式会社

証券コード:3416

株主の皆様へ



いつもピクスタをご支援いただきまして誠にありがとうございます。

2021年は、新規事業fotowaの認知拡大のための投資に注力した一年でした。コロナ禍の影響により施策は一部制限したものの、この一年で新たな施策に次々と取り組み、知見を蓄えることで、将来の飛躍的な成長に向けて一定の手応えを得られたと確信しております。

また、メイン事業であるPIXTAは引き続き安定して利益を出しており、他の各新規事業についても業界No.1となるための基盤が徐々に整いつつあります。

2022年には、PIXTAの安定成長及び各新規事業の成長加速に注力することはもちろん、株主の皆様への還元施策についても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

株主の皆様には引き続きご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長

古俣大介

企業理念

才能をつなぎ、世界をポジティブにする

グループビジョン

世界中の才能をつなげるクリエイティブプラットフォームを創造していく

ピクスタを創業した2005年当時、無数に埋もれているアマチュアカメラマンの存在に気づき、彼らが才能を活かせる機会を提供するべくPIXTAを開始しました。それからPIXTAを通じ、誰もが才能を活かせるフラットな世界の実現に向けて取り組んできました。

しかし、まだまだ多くの分野で才能が埋もれている現状があります。私たちはこれから、インターネット上に様々な分野で誰もが才能を活かせる機会を提供し、無数の埋もれた才能をn対nという形で世界につなげていきます。

そして自分の才能が世界につながり認められる感動、素晴らしい才能に出会う感動を数多く創造し、それら無数の感動の集積によって世界をポジティブにしていくことが私たちの使命です。

証券コード 3416
2022年3月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
ピクスタ株式会社
代表取締役社長 古 俣 大 介

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康と安全を最優先いただき、当日の会場へのご来場を極力お控えいただくとともに、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただけますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル5階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://pixta.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 - ・連結計算書類 「連結注記表」
 - ・計算書類 「個別注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

ご来場される株主様へのお願い

- 株主の皆様におかれましては、ご自身の健康と安全を最優先いただき、当日の会場へのご来場を極力お控えいただくとともに、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただけますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会は、新型コロナウイルス感染予防のため、会場内のソーシャルディスタンスを確保し座席数を減らして開催いたします。当日のご来場状況によっては、会場にお越しいただいてもご入場をお断りさせていただく可能性がございますことを、予めご了承ください。
- ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。
- 会場内各所にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指消毒にご協力をお願いいたします。
- 当日会場入口付近において検温及びご体調の確認をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国して14日間が経過していない方等については、運営側の判断にてご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 議長ほか登壇役員については、オンラインでの参加とさせていただきます可能性がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスク並びに必要なに応じ手袋着用にて対応させていただきます。
- 本総会においては、お飲み物のご提供はいたしません。また、会場内での飲食を禁止させていただきます。予めご了承ください。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催時間短縮のため、議場における報告事項（監査報告を含む）を簡潔に行わせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況等により、上記内容を更新する場合がございます。内容に変更が生じた場合は、当社IRサイト（<https://pixta.co.jp/ir>）においてご案内いたしますので、随時発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後5時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1.	
2.	
3.	
4.	

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 賛 に○印
- 反対の場合 >> 否 に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 賛 に○印
- 全員反対の場合 >> 否 に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> 賛 に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

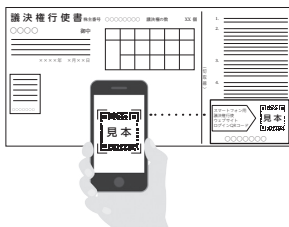
・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

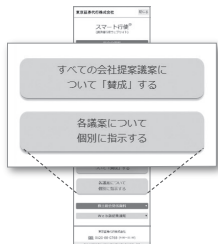
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

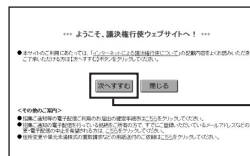
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

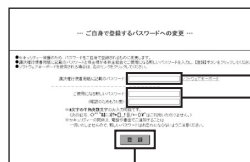
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

東京証券代行株式会社

電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後9時

株主総会ライブ配信及び事前のご質問受付について

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、オンライン会議システムZoomを利用し、インターネット上にてライブ配信を行う予定です。

また、株主の皆様より本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。

ライブ配信の視聴及び事前のご質問を希望される株主様は、当社IRサイト（<https://pixta.co.jp/ir>）上に掲載しております「第17期定時株主総会ライブ配信及び事前のご質問受付について」をご確認いただき、所定のお手続きを行っていただけますようお願い申し上げます。

【ライブ配信に関するご注意事項】

- 株主総会ライブ配信の視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において質問、議決権行使、動議を行うことができない旨を予めご了承のうえ視聴いただけますようお願い申し上げます。本ライブ配信を視聴される株主様におかれましては、議決権行使書またはインターネットにより議決権の事前行使をお願いいたします。
- Zoomアプリケーションのインストール方法、接続方法、機能等に関するお問合せにつきましては、弊社ではお受けできかねますのでご了承ください。
- ご使用端末の機種・性能等やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。株主総会当日におきましても接続できない、音声が聞こえない、等の個別のお問合せに対応することはできかねますので予めご了承ください。
- ご視聴いただけなかった株主様への録画・音声データのご提供及び後日のオンライン配信等は実施いたしませんのでご了承ください。なお、事業内容や業績、成長戦略等につきましては当社IRサイト（<https://pixta.co.jp/ir>）に説明資料・動画等を掲載しておりますので、是非こちらもご参照いただけますと幸いです。
- 視聴いただく際の通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ライブ配信の映像及び音声データの録画・録音並びに視聴URLの第三者への提供等は禁じます。
- 今後の状況により実施内容が変更となる可能性もございます。対応状況等につきましては、随時当社IRサイト（<https://pixta.co.jp/ir>）に掲載してまいりますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

【事前のご質問受付に関するご注意事項】

- 事前に頂戴したご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答いたします。頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 （条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新 設）	第1条～第14条 （現行どおり） （削 除） <u>（電子提供措置等）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第37条 (条文省略)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。</u></p> <p>第16条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こまた だいすけ 古 俣 大 介 (1976年9月26日)	2000年3月 株式会社ガイアックス入社 2002年1月 有限会社万来設立 取締役社長就任 2005年8月 株式会社オンボード（現 当社）設立 代表取締役社長就任（現任） 2013年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Director就任（現任） 2016年5月 PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長就任（現任） 2016年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director就任 2017年3月 Topic Images Inc.理事就任	391,100株
2	うちだ こうたろう 内 田 浩 太 郎 (1966年5月14日)	1989年4月 株式会社ワールド証券（現 株式会社SBI証券） 入社 2000年3月 株式会社ダイレクトプラネット入社 取締役就任 2001年8月 株式会社フォトスタイル入社 常務取締役就任 2004年1月 株式会社インディード設立 代表取締役就任 2006年6月 当社取締役就任（現任） 2013年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 2015年1月 当社コンテンツ本部長就任 2017年3月 Topic Images Inc.理事就任 2019年1月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director（現任）、 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Managing Director及 び当社海外事業本部長就任 2021年1月 PIXTA事業本部掌管（現任）	71,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	えん どう けん じ 遠 藤 健 治 (1976年5月18日)	1999年5月 株式会社ガイアックス取締役就任 2010年10月 当社入社 2011年3月 当社取締役就任 (現任) 2015年1月 当社コマース&サービス本部 (現 プラットフ ォーム推進本部) 長就任 (現任) 2015年7月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 2016年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Managing Director 就任 2017年3月 Topic Images Inc.理事就任 2019年1月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director就任 2020年1月 スナップマート株式会社取締役就任 (現任) 2021年1月 当社インキュベーション本部長就任 (現任)	147,600株
4	おん だ しげ お 恩 田 茂 穂 (1972年4月21日)	1998年4月 国際証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社) 入社 2000年5月 株式会社ガイアックス入社 2004年12月 中央青山監査法人入所 2007年7月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法 人) 入所 2011年8月 当社入社 管理部長就任 2015年1月 当社コーポレート本部長就任 (現任) 2015年3月 当社取締役就任 (現任)	22,420株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりです。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進む中、緊急事態宣言が解除され、経済活動の回復に期待が高まっているものの、足元では感染力が強いとされるオミクロン株の発生により感染が再拡大し、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境としましては、スマートデバイス、スマートフォン（以下、スマホ）アプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えております。また、近年、スマホに付属するカメラ機能の高機能化やアプリの加工技術の向上により誰もが手軽に高品質の写真撮影ができるようになり、さらに撮影したスマホ写真をソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿・共有するスタイルが若年層を中心に定着してきました。また、ライブイベントごとの撮影機会の増加やSNSでの写真共有の増加に伴い、個人の撮影サービス市場は拡大するとともに、顧客ニーズは多様化しております。

このような状況の下で、当社グループは「才能をつなぎ、世界をポジティブにする」という企業理念の下、主にデジタル素材マーケットプレイス「PIXTA（ピクスタ）」、出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」、スマホ写真のマーケットプレイス・SNSビジュアルマーケティング「Snapmart（スナップマート）」を運営してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,813,160千円（前期比7.2%増）、営業利益は124,792千円（前期比220.1%増）、経常利益は116,722千円（前期比348.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は184,147千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失112,919千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

1) PIXTA事業

PIXTA事業において、定額制の月間購入者数累計は、月3点ダウンロードプランが好調で、

112,707人（前期比28.1%増）となりました。また単品の月間購入者数累計は、157,241人（前期比2.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,495,811千円（前期比3.8%増）、うち定額制売上高は、1,198,002千円（前期比12.8%増）となりました。また、セグメント利益は、890,841千円（前期比24.2%増）となりました。

2) fotowa事業

fotowa事業において、主に認知度向上に向けた投資として、YouTubeやInstagramを中心に著名人・インフルエンサーによるマーケティング施策を実施いたしました。累計撮影件数は23,117件（前期比44.1%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は159,319千円（前期比41.2%増）となりました。また、セグメント損失は、広告宣伝費を増加させたことにより、325,201千円（前期はセグメント損失175,939千円）となりました。

3) Snapmart事業

Snapmart事業において、オンデマンド撮影は、案件単価や利益率の高いアンバサダープランが好調で、累計売上任数が204件（前期比59.4%増）となりました。またマーケットプレイスは、月間購入者数累計は、10,441人（前期比12.1%増）と成長いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は139,185千円（前期比36.7%増）となりました。また、セグメント利益は、7,034千円（前期はセグメント損失11,546千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は30,023千円であり、その主なものは、本社移転に伴う内装工事等及び自社利用ソフトウェアの制作であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (2019年12月期)	第 16 期 (2020年12月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	2,514,253	2,759,466	2,625,315	2,813,160
経 常 利 益 (千円)	106,893	154,513	26,037	116,722
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	20,902	90,349	△112,919	184,147
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	9.36	40.21	△50.13	81.20
総 資 産 (千円)	1,901,965	2,022,343	2,193,823	2,439,990
純 資 産 (千円)	676,322	784,498	680,880	887,018
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	302.11	347.98	298.91	382.41

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (2019年12月期)	第 16 期 (2020年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	2,335,570	2,584,684	2,492,695	2,674,893
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	217,125	233,016	△156,701	83,780
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	131,314	169,483	△357,362	151,710
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	58.82	75.43	△158.63	66.89
総 資 産 (千円)	2,004,884	2,218,999	2,162,110	2,379,733
純 資 産 (千円)	873,291	1,060,817	710,269	883,338
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	390.22	470.64	311.96	380.79

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スナップマート株式会社	20百万円	100%	Snapmart (スナップマート) 事業
PIXTA VIETNAM CO., LTD.	3百万円	100%	システム開発事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

近年のデジタルデバイスの普及並びにSNS広告を含むインターネットメディア及び動画広告を始めとするインターネット広告市場の拡大、また著作権等に関するコンプライアンス意識の高まりを受け、デジタル素材のニーズは今後もさらに増加していくものと想定されます。

また、主にSNSの普及を背景としたライフイベント時の撮影ニーズ増加・ライフイベントの多様化を受け、家族写真撮影の市場も拡大・多様化の傾向にあります。

このような経営環境のもと、当社グループが優先的に対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 収益基盤の強化

当社グループは、主力サービスであるPIXTA事業においてデジタル素材販売による収益基盤を構築し、PIXTA事業で得られる利益をもとに新規事業への投資を行っております。事業拡大による飛躍的な成長を遂げるために、収益基盤の強化は重要な課題であると認識しております。

今後もPIXTA事業を安定的に成長させていくため、長期的な収益基盤の軸となる定額制販売の強化及び販売素材の充実に努めてまいります。

また、新規事業であるfotowa事業及びSnapmart事業においても、顧客獲得施策を推進し、収益基盤の構築に取り組んでまいります。

② 認知度の向上

当社グループ運営のサービス利用者を増加させるために、認知度の向上は重要な課題であると認識しております。

特に、家族写真の出張撮影プラットフォームを運営するfotowa事業においては、サービスそのものだけでなく、出張撮影自体の認知度もまだ低く、潜在顧客層へのアプローチが未だ十分にできていない状況であります。

この課題に対応するため、従来から実施してきた顧客獲得広告への継続的な投資に加え、認知度向上のための投資を実施してまいります。

③ 新規サービス・新規事業の立ち上げ

現在、当社グループにおいては複数のクリエイティブ・プラットフォームを運営しておりますが、既存のプラットフォームの強みを生かした新規サービス・新規事業の開拓は課題の一つであると認識しております。

今後も、素材のジャンル拡大や販売方法・提供サービスの多様化等、ユーザーにとって価値のある新規サービス・新規事業を検討し展開していきたいと考えております。

④ サービスの継続的改善及び技術革新への対応

当社グループが展開する事業は、技術革新や顧客ニーズの変化等の激しい業界にあり、運営サービスの継続的な改善は不可欠な課題であると認識しております。

今後も、ユーザビリティの向上、サイト・サービスの安全性強化及び安定運用のための施策に引き続き重点的に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保・育成

事業拡大及び経営体制の強化のために、優秀な人材の確保・育成は不可欠な課題であると認識しており、当社グループ理念に共感する優秀な人材を獲得するための採用施策及び企業理念や行動指針であるピクスタウェイの共有等に取り組んでおります。

また、当社では、既にリモートワーク体制を原則とした勤務体制を整備しておりますが、今後も、社員が生産性を最大化できる環境で業務に取り組めるような体制の整備を推進してまいります。

⑥ 経営管理体制の強化

企業価値の継続的な向上を図るにあたり、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくことが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	事業内容
PIXTA事業	インターネット上で写真・イラスト・動画・音楽等のデジタル素材の販売を行う「PIXTA (ピクスタ)」の運営
fotowa事業	出張撮影プラットフォーム「fotowa (フォトワ)」の運営
Snapmart事業	スマホ写真のマーケットプレイス・SNSビジュアルマーケティング「Snapmart (スナップマート)」の運営

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

② 子会社

スナップマート株式会社	本社：東京都渋谷区
PIXTA VIETNAM CO., LTD.	本社：ベトナム共和国ハノイ市

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
PIXTA事業	79名	12名減
fotowa事業	19名	2名増
Snapmart事業	8名	1名減
その他	15名	6名増
全社(共通)	16名	4名減
合計	137名	9名減

- (注) 1. 従業員数には、契約社員を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。
- (注) 2. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
- (注) 3. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87名	3名減	35.40歳	5.13年

(注) 従業員数には、契約社員を含み、当社から社外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	112,500千円
株式会社商工組合中央金庫	58,250
株式会社三井住友銀行	38,284

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,277,740株 (自己株式(1,210株)を含んでおります)

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は24,800株増加しております。

- (3) 株主数 1,022名
(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
古 俣 大 介	391,100	17.18
U B S A G S I N G A P O R E	203,500	8.94
株 式 会 社 ガ イ ア ッ ク ス	160,000	7.03
株 式 会 社 S B I 証 券	159,744	7.02
遠 藤 健 治	147,600	6.48
内 田 浩 太 郎	71,200	3.13
西 村 裕 二	71,000	3.12
吉 岡 裕 之	71,000	3.12
吉 田 泰 佳	67,200	2.95
吉 田 真 士	67,000	2.94

(注) 持株比率は自己株式(1,210株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2014年3月13日	2015年3月17日
新株予約権の数	520個 (注) 1.	1,200個 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,400株 (注) 1. (新株予約権1個につき20株)	普通株式 24,000株 (注) 1. (新株予約権1個につき20株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり14,400円 (1株当たり720円)	新株予約権1個当たり14,400円 (1株当たり720円)
権利行使期間	2016年3月15日から 2023年10月4日まで	2017年3月19日から 2025年1月23日まで
行使の主な条件	(注) 2.	(注) 2.
役員 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	
	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

		第 15 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2020年4月17日	
新 株 予 約 権 の 数		439個 (注) 1.	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 43,900株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 145,500円 (1 株当たり 1,455円)	
権 利 行 使 期 間		2022年5月8日から 2030年4月16日まで	
行 使 の 主 な 条 件		(注) 2.	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役及び監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	160個 16,000株 4名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	古 俣 大 介	PIXTA ASIA PTE.LTD. Director PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長
取 締 役 (PIXTA事業本部管掌)	内 田 浩 太 郎	PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director
取 締 役 (プラットフォーム推進本部長兼 インキュベーション本部長)	遠 藤 健 治	スナップマート株式会社取締役
取 締 役 (コーポレート本部長)	恩 田 茂 穂	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	内 田 久 美 子 (戸籍名：宮本 久美子)	和田倉門法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ミサワ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外取締役 株式会社ビューティガレージ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社インタートレード 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 本 浩 介	KLab株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社スタジオアタオ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社サイバー・バズ 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	丸 山 聡	アクセルマーク株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 内田久美子氏、松本浩介氏及び丸山聡氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 内田久美子氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有しており、他の会社の社外取締役、社外監査役等を歴任した経験を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 松本浩介氏は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 丸山聡氏は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置しており、内部監査

部門とも連携の上、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

6. 当社は、監査等委員である取締役内田久美子氏、松本浩介氏及び丸山聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

1. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追求に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。なお、当該保険契約では、背信行為及び犯罪行為等法令違反を被保険者が認識しながら行った行為や、違法に得た私的利益または便宜供与等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

2. 保険料

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめその内容を監査等委員会にて審議し、妥当性を確認しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下に掲げる項目の観点から決定するものとしております。

- ・業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の向上に資する健全なインセンティブとして機能するものであること
- ・株主との価値共有を促進するものであること
- ・透明性・客観性を重視し、適切なプロセスにより決定されること

また、社外取締役については、独立性の観点から、基本報酬のみを支給することとしております。

ロ. 業績連動報酬を除く金銭報酬（以下「固定金銭報酬」という。）、業績連動報酬及び非金銭報酬の額等の決定に関する方針（報酬を支給する時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬として、月例の固定報酬を支給することとしており、個人別の支給額は当社にて策定したガイドラインに基づき決定することとしております。

また、業績連動報酬、非金銭報酬として、毎年一定の時期に、当社グループの中長期的な企業価値向上及び当社株主との価値共有を目的として、当社ガイドラインに基づきストック・オプションを付与することとしております。

ハ. 固定金銭報酬の額、業績連動報酬の額等及び非金銭報酬の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、経済状況や市場における他社報酬水準等を参考に、積極的な投資を阻害しないよう適切に設定することとしております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会にて審議を行い決定することとしております。なお、取締役会決議に先立ち監査等委員会にて内容の妥当性につき審議を行うものとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬の額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員会にて協議の上決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金 銭等	
監査等委員を除く 取締役 (うち社外取締役)	63,678 (-)	57,600 (-)	- (-)	6,078 (-)	4 (0)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	73,278 (9,600)	67,200 (9,600)	- (-)	6,078 (-)	7 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年3月26日開催の第14期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、同株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。また別枠で、2020年3月26日開催の第15期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年3月26日開催の第14期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等の内容として、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である1,702千円及び当事業年度に係るストック・オプション報酬の費用計上額である4,375千円を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役内田久美子氏は、和田倉門法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ミサワの社外取締役（監査等委員）、株式会社トレジャー・ファクトリーの社外取締役、株式会社ビューティガレージの社外取締役（監査等委員）及び株式会社インタートレードの社外監査役であります。各兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である取締役松本浩介氏は、KLab株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）及び株式会社サイバー・バズの社外取締役であります。各兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である取締役丸山聡氏は、アクセルマーク株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （監査等委員） 内田久美子	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会14回すべてに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員） 松本浩介	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会14回すべてに出席いたしました。主に、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 （監査等委員） 丸山聡	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会14回すべてに出席いたしました。主に、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,680千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,680千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行について著しい障害があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該事案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行する。
- ② 内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を置き、各部門の業務執行の状況等について監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況等を報告する。
- ③ 各本部長及び部長は、本部又は部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④ 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、外部弁護士等を相談先とする内部通報制度を構築し、「社内通報規程」に従って適切に対応する。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理する。
- ② 必要に応じ、取締役はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は「リスク管理規程」を定め、当社及び当社子会社において発生する可能性のあるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については、経営会議、取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスクの監視及び全社的な対応はコーポレート本部が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は月に1回、又は必要に応じて随時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
 - ② 経営会議は代表取締役社長、取締役、執行役員その他代表取締役社長が指名する者で構成し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する。
 - ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
 - ④ 各部門においては「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を受け、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
- (5) 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の管理を担当する部門は、「関係会社管理規程」に基づいて子会社等の状況に応じて必要な指導・支援を実施する。
 - ② 内部監査担当者は、当社の子会社等の管理状況及び子会社等の業務活動について内部監査を実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する使用人を定める。監査等委員会は当該使用人に職務の執行に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ② 監査等委員会を補助する使用人の人事異動は、監査等委員会の承認を事前に得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人並びに子会社等の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

- ② 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ③ 監査等委員会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、内部監査担当及び会計監査人と連携を図り、定期的な情報交換を行うものとする。
 - ② 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
 - ③ 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、すみやかに当該費用の支払いを行う。
- (9) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言する。
 - ② 当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止する。
 - ③ 当社は、反社会的勢力への対応統括部署を法務部と定め、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対しては、マニュアルを整備し、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備している。
 - ④ 定期的に反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引先がこれらと関わる事が判明又はその疑いが生じた場合、すみやかに取引関係を解消する。
 - ⑤ 当社では、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察及び弁護士等との外部の専門機関と連携体制を構築する。
 - ⑥ 対応統括部署に反社会的勢力にかかわる情報の収集・管理を一元化し、役員及び使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催いたしました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

(2) 監査等委員会による監視

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しており、当事業年度においては監査等委員会を14回開催いたしました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、監査等委員である取締役は取締役会に出席するとともに経営会議等の社内重要会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、社内通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(4) 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,196,747	流 動 負 債	1,432,741
現金及び預金	1,501,550	買 掛 金	427,394
売 掛 金	573,174	1 年 内 返 済 予 定 の 金	88,804
そ の 他	122,209	長 期 借 入 金	220,737
貸 倒 引 当 金	△186	未 払 金	29,193
固 定 資 産	243,242	未 払 法 人 税 等	545,726
有 形 固 定 資 産	17,122	前 受 金	120,885
建 物	11,908	そ の 他	120,230
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,213	固 定 負 債	120,230
無 形 固 定 資 産	82,001	長 期 借 入 金	120,230
コ ン テ ン ツ 資 産	31,422	負 債 合 計	1,552,971
そ の 他	50,578	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	144,118	株 主 資 本	870,195
投 資 有 価 証 券	15,300	資 本 金	325,717
敷 金 及 び 保 証 金	38,402	資 本 剰 余 金	315,717
繰 延 税 金 資 産	88,578	利 益 剰 余 金	229,240
そ の 他	1,837	自 己 株 式	△479
資 産 合 計	2,439,990	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	366
		為 替 換 算 調 整 勘 定	366
		新 株 予 約 権	16,455
		純 資 産 合 計	887,018
		負 債 純 資 産 合 計	2,439,990

連結損益計算書
 (2021年1月1日から
 2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,813,160
売上原価		1,007,810
売上総利益		1,805,349
販売費及び一般管理費		1,680,557
営業利益		124,792
営業外収益		
受取利息	19	
広告料収入	71	
為替差益	3,276	
受取手数料収入	2,321	
助成金の収入	941	
その他	1,142	7,772
営業外費用		
支払利息	1,235	
本社移転費用	14,586	
その他	19	15,842
経常利益		116,722
特別利益		
新株予約権戻入益	1,211	1,211
特別損失		
海外拠点整理損	2,238	2,238
税金等調整前当期純利益		115,695
法人税、住民税及び事業税	20,126	
法人税等調整額	△88,578	△68,451
当期純利益		184,147
親会社株主に帰属する当期純利益		184,147

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	319,477	309,477	45,093	△421	673,626
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	6,240	6,240			12,480
親会社株主に帰属 する当期純利益			184,147		184,147
自己株式の取得				△58	△58
新株予約権の発行					—
新株予約権の失効					—
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	6,240	6,240	184,147	△58	196,569
当 期 末 残 高	325,717	315,717	229,240	△479	870,195

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△265	△265	7,519	680,880
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				12,480
親会社株主に帰属 する当期純利益				184,147
自己株式の取得				△58
新株予約権の発行			10,146	10,146
新株予約権の失効			△1,211	△1,211
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額 (純額)	632	632	—	632
当 期 変 動 額 合 計	632	632	8,935	206,137
当 期 末 残 高	366	366	16,455	887,018

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,135,186	流動負債	1,376,165
現金及び預金	1,485,614	買掛金	408,851
売掛金	539,301	1年内返済予定の 長期借入金	88,804
その他	110,456	未払金	223,867
貸倒引当金	△186	未払法人税等	27,398
固定資産	244,547	前受金	527,578
有形固定資産	15,379	その他	99,667
建物	11,908	固定負債	120,230
工具、器具及び備品	3,470	長期借入金	120,230
無形固定資産	82,241	負債合計	1,496,395
コンテンツ資産	31,549	(純資産の部)	
その他	50,691	株主資本	866,882
投資その他の資産	146,927	資本金	325,717
関係会社株式	18,554	資本剰余金	315,717
敷金及び保証金	36,725	資本準備金	315,717
関係会社長期貸付金	30,000	利益剰余金	225,927
繰延税金資産	88,578	その他利益剰余金	225,927
その他	10	繰越利益剰余金	225,927
貸倒引当金	△26,940	自己株式	△479
資産合計	2,379,733	新株予約権	16,455
		純資産合計	883,338
		負債純資産合計	2,379,733

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,674,893
売上原価		975,486
売上総利益		1,699,407
販売費及び一般管理費		1,580,540
営業利益		118,866
営業外収入		
受取利息	311	
為替差益	3,276	
受取手数料	2,321	
広告料収入	71	
助成金収入	941	
その他	753	7,676
営業外費用		
支払利息	1,235	
貸倒引当金繰入	26,940	
本社移転費	14,586	42,762
経常利益		83,780
特別利益		
新株予約権戻入	1,211	1,211
特別損失		
海外拠点整理損	2,238	2,238
税引前当期純利益		82,753
法人税、住民税及び事業税	19,620	
法人税等調整額	△88,578	△68,957
当期純利益		151,710

株主資本等変動計算書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	319,477	309,477	309,477	74,216	74,216	△421	702,750
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	6,240	6,240	6,240				12,480
当 期 純 利 益				151,710	151,710		151,710
自 己 株 式 の 取 得						△58	△58
新 株 予 約 権 の 発 行							-
新 株 予 約 権 の 失 効							-
当 期 変 動 額 合 計	6,240	6,240	6,240	151,710	151,710	△58	164,132
当 期 末 残 高	325,717	315,717	315,717	225,927	225,927	△479	866,882

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	7,519	710,269
当 期 変 動 額		
新 株 予 約 権 の 行 使 (新株予約権の行使)		12,480
当 期 純 利 益		151,710
自 己 株 式 の 取 得		△58
新 株 予 約 権 の 発 行	10,146	10,146
新 株 予 約 権 の 失 効	△1,211	△1,211
当 期 変 動 額 合 計	8,935	173,068
当 期 末 残 高	16,455	883,338

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

ピクスタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木幹久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取一仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピクスタ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

ピクスタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木幹久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取一仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピクスタ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

ピクスタ株式会社 監査等委員会

監査等委員長 内田 久美子 ㊞

監査等委員 松本 浩介 ㊞

監査等委員 丸山 聡 ㊞

(注) 監査等委員内田久美子、松本浩介及び丸山聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

年間トピックス (2021年1月1日～12月31日)

3月

- fotowa、サービス開始から5周年

4月

- Snapmartのクリエイター数が20万人を突破

5月

- fotowa、家族写真を通して家族そのものの価値やあり方を研究する「fotowa家族フォト総研」を設立。

6月

- PIXTAにてコロナ時代の機械学習に対応した「機械学習用マスク着用日本人画像データセット」を販売開始

8月

- **fotowaの累計撮影件数が5万件を突破。**
認知度・魅力度・信頼度・最も利用したいサービスなど
5つの項目で業界No.1を獲得

10月

- fotowaにて「ヤングケアラー・児童養護施設の子どもたちへ贈る七五三応援プロジェクト」を実施、全国5ヶ所で撮影。

11月



[fotowa家族フォト総研]



「機械学習用マスク着用日本人画像データセット」



fotowa 5つの項目で業界No.1を獲得

株主優待のご案内

ご所有株式数に応じて出張撮影プラットフォーム「fotowa(フォトワ)」の5,000円割引クーポンを贈呈しております。

この機会にぜひfotowaの出張撮影をご体験ください。





資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

当社IR情報サイトのご案内

決算資料・有価証券報告書及び各種リリースを掲載しております。
メディア紹介事例やプレゼンテーション動画もご覧いただけますので、よろしければご参照ください。

IRサイト

<https://pixta.co.jp/ir> または

ピクスタ IR 検索